令和２年９月藤沢市議会定例会
総務常任委員会　　資料１

藤沢市官民データ活用推進指針の策定について

本市における市町村官民データ活用推進計画である，藤沢市官民データ活用推進指針（以下,「本指針」という。）について，次のとおり策定の目的及び位置付け等を報告します。

１　本指針策定の目的

近年，マイナンバー制度の導入をはじめとした行政データの流通・活用を加速するため，平成２８年に成立した官民データ活用推進基本法をはじめ，平成３０年「デジタル・ガバメント実行計画」，令和元年「デジタル手続法」改正など，行政のデジタル化を推進するための法整備等が国により進められています。

このような状況下，本市においても，官民データ活用推進基本法の中で地方公共団体に対して官民データ活用の推進に関する計画の策定が求められていること，及び，官民データやＩＣＴの利活用を市政運営につなげていく必要があることを踏まえ，本指針を策定することとしました。

２　本指針の位置付け

本指針は，本市が抱える様々な課題に対して，ＩＣＴをその解決の道具として，積極的かつ効率的に利活用するための基本的な考え方や方向性を示すものです。

また，本指針において具体的なＩＣＴ施策を体系化して推進することで，本市の情報化施策に関する方向性を示した「藤沢市ＩＴ推進指針」とともに，「藤沢市市政運営の総合指針２０２０」の目指す都市像である「郷土愛あふれる藤沢」を実現するための取組を下支えするものとして位置付けています。

３　本指針の対象期間

令和２年７月から令和７年３月までとします。

４　藤沢市版官民データ活用推進計画としての役割等

本指針は，官民データ活用推進基本法第９条第３項に基づく藤沢市版の「市町村官民データ活用推進計画」として策定するものです。

なお，国の『令和２年度予算「情報通信技術利活用事業費補助金（地域ＩｏＴ実装・共同利用推進事業）」』を活用するにあたり，申請時に必要となる本市における「市町村官民データ活用推進計画」として，本指針を提出しています。

５　官民データ活用の推進に係る個別施策

本指針においては，官民データ活用推進基本法に規定されている基本的施策に基づき基本方針を設定し，本市が取り組むべき６つの個別施策を基本方針に紐付けて体系化する構成としています。

施策１：オープンデータの促進・データ利活用の推進
施策２：行政手続オンライン化への取組
施策３：マイナンバーカードの取得及び普及等に関する取組
施策４：デジタルデバイド対策
施策５：行政情報システムにおける業務改革の促進
施策６：デジタル市役所実現に向けた人材育成

６　策定までの経過と今後の予定

（１）経過

平成３０年５月：
平成３０年度第１回藤沢市ＩＴ推進本部会議において官民データ活用推進基本法，官民データ活用推進計画策定の国における取組について説明

平成３１年１月：
平成３０年度第２回藤沢市ＩＴ推進本部会議において神奈川県，県内市町村における官民データ活用推進計画の策定状況を報告

令和元年５月　：
令和元年度第１回藤沢市ＩＴ推進本部会議において官民データ活用推進計画策定の必要性を報告

令和２年１月　：
令和元年度第２回藤沢市ＩＴ推進本部会議において「(仮称）藤沢市官民データ活用推進計画」策定に向けた取組について報告

令和２年７月　：
令和２年度第１回藤沢市ＩＴ推進本部会議において，庁内意見を反映させた「藤沢市官民データ活用推進指針（案)」を審議し承認される

（２）今後の予定

市議会からの意見を踏まえるとともに，この指針をホームページに公開することで市民から意見等を徴取し，本指針への反映を図ります。

また，国・神奈川県の官民データ活用に関する施策や方針，ＩＣＴの最新動向を注視し，必要に応じて柔軟に本指針を改定することとします。

更には，現在別に定めている「藤沢市ＩＴ推進指針」が今年度末に改定時期を迎えることから，本指針との統合についても検討していきます。

７　他都市の状況

（１）官民データ活用推進計画策定状況（令和２年３月末現在）
都道府県：全４７団体
市町村　：９０団体

（２）神奈川県内の策定状況（令和２年４月現在）
神奈川県，横浜市，川崎市（令和２年３月までに策定済）
相模原市，小田原市，伊勢原市，海老名市（令和２年４月策定）

以　上

（事務担当：総務部　ＩＴ推進課）